

令和5年仙審第15号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人bを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年1月19日07時12分

青森県野辺地湾

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	4.1 トン	2.9 トン
登 録 長	11.30 メートル	9.75 メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	250 キロワット	
漁船法馬力数		134 キロワット

3 事実の経過

Aは、平成元年3月に進水し、船体中央部後方に船尾部の舷しょうとほぼ同じ高さまでかさ上げされた床面の甲板室を設け、同室後部に舵輪、機関遠隔操縦レバー、GPSプロッター等を装備した操舵室を区画し、主として採介藻漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、いずれも救命胴衣を着用し、ほたて貝の玉付けの目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和5年1月19日07時00分青森県野辺地港の船揚場を発し、野辺地湾を経由する予定で同港北方沖合の養殖施設に向かった。

ところで、a受審人は、長年、野辺地港北方沖合で操業を行っていたことから、野辺地湾で刺網漁を行っているBを承知していた。

a受審人は、黄色回転灯1個を点灯し、GPSプロッターを作動させ、甲板員を船尾甲板で待機させるとともに、舵輪後方に立って操船に当たり、野辺地港内に敷設された養殖施設に注意を払いながら野辺地港西防波堤灯台（以下「西防波堤灯台」という。）を右舷方に通過して野辺地湾に至り、同湾を北上した。

a受審人は、07時09分半少し過ぎ西防波堤灯台から006度（真方位、以下同じ。）1.22海里の地点で、針路を007度に定め、17.3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、07時10分西防波堤灯台から006度1.29海里

の地点に達したとき、右舷船首1度1,050メートルのところに、Bを視認することができ、同船が트롤以外の漁法により漁ろうに従事している船舶の形象物を表示していないものの、Bが船首を北方に向け、ほぼ一定方向に僅かな前進行きあしで移動している様子から、同船が漁ろうに従事していることが分かり、その後Bと衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、前方を一見して他船を見掛けなかったため航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、Bの存在も、この状況にも気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bの進路を避けることなく続航し、07時12分西防波堤灯台から006.5度1.88海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、その右舷船首部がBの左舷船尾部に後方から29度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力1の南南東風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、平成5年3月に進水し、船首部右舷側に操舵スタンド、機関遠隔操縦レバー及びGPSプロッターを装備した操縦区画並びに船体中央部後方寄りに舵輪及び機関遠隔操縦レバーを装備した操舵室を設け、同区画右舷側にラインホーラーを設置し、主として刺網漁業に従事する汽笛を備えたFRP製漁船で、b受審人ほか1人が乗り組み、いずれも救命胴衣を着用し、刺網漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和5年1月19日06時00分野辺地港の係留地を発し、野辺地湾の漁場に向かった。

ところで、Bの刺網の漁法は、長さ約100メートル幅約1.8メートルの刺網両端に合成繊維製索の一端を、その他端に重さ約5キログラムの錨を、同刺網両端に別の合成繊維製索の一端をそれぞれ結び、同索の上端に旗竿付のボンデンが取り付けられた漁具を水深20メー

トルないし30メートルの海底に北方に向けて投網し、一昼夜経過した頃、同漁具の南端から北方に向けて同船のラインホーラーで揚網しながら、なまこ及びかにを漁獲するものであった。

b受審人は、航行中の動力船であることを示す法定灯火を表示し、GPSプロッターを作動させ、甲板員を船体中央部で待機させるとともに、操舵スタンド後方に立って操船に当たり、06時10分野辺地湾南部の漁場に到着して揚網を行ったのち、06時30分同漁場を発進し、06時45分野辺地湾北部の漁場に到着して甲板員を前部甲板に就かせ、揚網の準備を行った。

b受審人は、06時50分西防波堤灯台から007度1.79海里の地点で、トロール以外の漁法により漁ろうに従事している船舶の形象物を表示しないまま、船首を北方に向け、ラインホーラーを介して揚網を開始し、甲板員が刺網から漁獲物を外す様子や周囲の状況を確認めるとともに、適宜、機関遠隔操縦レバーを極微速力前進にかけたり中立運転としたりしながら357度方向に0.3ノットの速力で、手動操舵によって移動を始めた。

b受審人は、07時10分西防波堤灯台から006.5度1.86海里の地点に達し、船首が338度に向いていたとき、左舷船尾30度1,050メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、他船が接近しても漁ろうに従事している自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、Aの存在も、この状況にも気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aに対して警告信号を行わず、同船が間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとることなく揚網を続け、後方から自船と別の機関音が聞こえて振り向いたところ、船尾至近に

Aを初めて視認し、どうすることもできず、Bは、船首が338度を向いたまま、原速力で、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に破口等を生じたが、僚船によって野辺地港に引き付けられ、後に修理され、Bは、左舷船尾部外板に破口等を生じて沈没し、僚船によって引き揚げられ、後に廃船処理され、b受審人が腰部打撲傷等を、B甲板員が右上肢打撲傷をそれぞれ負った。

（航法の適用）

本件は、野辺地湾において、航行中のAと刺網を揚網しながら北方に移動中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の水域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

事実の経過で示したとおり、両船が、互いに視野の内にある状況下、Aについては航行中の動力船であり、付近に航行の支障となる障害物が存在していなかったもので、行動の自由が制約されておらず、Bの進路を避けるための十分な時間的、距離的余裕があったものと認められる。一方、Bについてはトロール以外の漁法により漁ろうに従事している船舶の形象物を表示していなかったものの、船首を北方に向け、ほぼ一定方向に僅かな前進行きあしで移動している様子から、漁ろうに従事していることが分かる状況であったものと認められる。

したがって、本件は、海上衝突予防法第18条の各種船舶間の航法によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、野辺地湾において、航行中のAが、見張り不十分で、漁

ろうに従事しているBの進路を避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、野辺地湾において、同湾を経由する予定で野辺地港北方沖合の養殖施設に向けて航行する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、前方を一見して他船を見掛けなかったので航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Bの存在も、同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況にも気付かず、Bの進路を避けることなく進行して衝突する事態を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人及びB甲板員を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、野辺地湾において、刺網を揚網する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、他船が接近しても漁ろうに従事している自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Aの存在も、同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況にも気付かず、Aに対して警告信号を行わず、同船が間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとることなく揚網を続けて衝突する事態を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷し、B甲板員を負傷させるに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年11月19日

仙台地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文